



結婚披露宴等の費用を補助します

[厚岸町ハッピーブライダル奨励事業]

Q1 どんな人が対象？

次の条件をすべて満たしている人が対象です。

- ① 婚姻届を提出した人またはこれから提出する人
- ② 厚岸町内において、令和6年度内に結婚披露宴等を行う人
- ③ 出席者が30人以上の結婚披露宴を行う人
- ④ 世帯全員に町税等の滞納がない人

Q2 どんな経費が対象？

町内で行う結婚披露宴等に要する経費のうち、地元事業者を利用した経費の2割分を補助します(千円未満切り捨て)

また、厚岸町内に住所を有する人には20万円を加算します。

Q3 申請するタイミングは？

結婚披露宴等を行う2週間前までに申請が必要になります。

申請をお考えの方は、申請期日にかかわらずお早めにご相談ください。

最大

30万円

補助します!

町内に住所がある人は

+20万円

申請期日

令和7年3月17日(月)

まずはご相談ください!